埋蔵文化財等の取扱いについて

篠山市内には、篠山城や八上城などの城跡、陵墓参考地となっている雲部車塚古墳などの古墳、丹波焼窯跡群などの窯跡といった遺跡(埋蔵文化財)が1,400箇所以上確認されています。これらの埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法により以下のような手続きが定められています。

なお工事などをする場所 (篠山市内)に埋蔵文化財が所在するかどうかについては、工事場所等がわかる地図などをご持参の上、篠山市教育委員会地域文化課 (篠山市教育委員会地域文化課 市役所第2庁舎3階)にお尋ね下さい。

1.工事などをする場所が 周知の埋蔵文化財包蔵地」である場合

・工事などをする場所が、際山町遺跡地図及び地名表。 丹南町遺跡分布地図。 西紀町遺跡分布地図。 兵庫県遺跡地図。に記載されている**周知の埋蔵文化財包蔵地である場合は**、文化財保護法第93-94条第1項の規定に基づき**届出。通知が必要**です。

2工事などをする場所が 史跡」 矢然記念物」である場合

周知の埋蔵文化財包蔵地の中で、特に価値の高いものは指定文化財として 史跡」となっています。 **史 跡においては**、建築物・工作物の建築、除却、土木工事等による掘削や造成、樹木の伐採など史跡の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をする場合には、文化財保護法第125条、兵庫県文化財保護条例第33条、篠山市文化財保護条例第38条に基づき現状変更の許可申請が必要です。

篠山市では国史跡「篠山城跡」「八上城跡」のほか県史跡3件、市史跡12件が対象となります。

国 県・市の指定**天然記念物についても**、史跡同様現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為 厌然記念物周辺で掘削する工事など根等に影響があると考えられる行為)をする場合には、**現状変更の許**可申請が必要です。

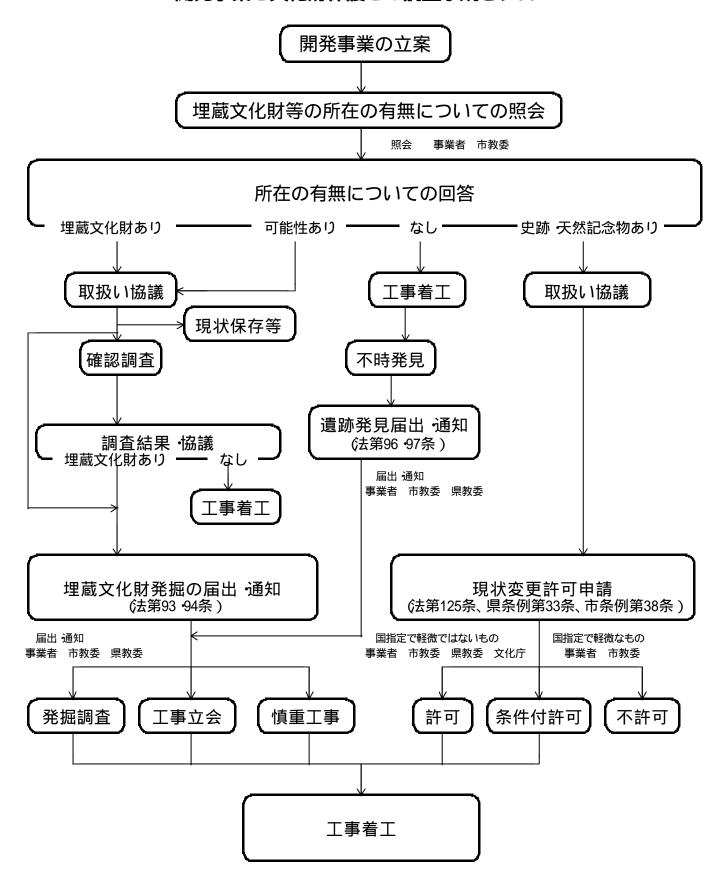
篠山市では国指定 旧置のハダカガヤ」、追手神社のモミ」ほか県指定4件、市指定8件が対象となります。

3.工事などをする場所が 周知の埋蔵文化財包蔵地」や 史跡」 矢然記念物」でない場合

・工事などをする場所が 周知の埋蔵文化財包蔵地」や 史跡」でない場合は、文化財保護法に基づく届出などは必要ありません。 しかし、 開発予定地内に未確認の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事前に分布調査や試掘調査を実施する場合があります。

:工事着工後に埋蔵文化財を発見した。不時発見、場合は、文化財保護法第96 97条第1項に基づき遺跡発見の届出、通知を提出し、取扱い協議をすることになります。

開発事業と文化財保護との調整手続きフロー



手続きの種類

土木工事等の開発事業を行う場合

No.	項目	手続	期限	部数	提出先
1	埋蔵文化財等の所在の有無	照会	事業立案時	1	地域文化課

添付書類 位置図 ・工事計画図 現況写真

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合

No.	項目	手続	期限	部数	提出先
1	法第94条第1項 (国の機関等)	通知	あらかじめ	2	地域文化課
2	法第93条第1項 国の機関等以外)	届出	60日前	2	地域文化課

添付書類 位置図 ・工事概要図 (平面・地下の掘削状況がわかる断面図) 現況写真

工事中等に埋蔵文化財を発見した場合

No.	項目	手続	期限	部数	提出先
1	法第97条第1項 (国の機関等)	通知	速やかに	2	地域文化課
2	法第96条第1項 国の機関等以外)	届出	速やかに	2	地域文化課

添付書類 位置図 発見の状況がわかる図面等 ・現況写真

篠山市教育委員会

教育長様

住 氏名等

埋蔵文化財の所在の有無について(照会)

下記のとおり、開発事業を計画しておりますので、区域内の埋蔵文化財の所在の有無について照会します。

記

- 1. 開発事業計画の種類
- 2. 開発予定地
- 3. 開発予定面積
- 4. 工事実施予定時期

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- 5.添付図面
 - (1)位置図(縮尺1/25000または1/50000)
 - (2)計画図(工事計画図面)
 - (3)現況写真

兵庫県教育長 様

住 所 氏名等

印

埋蔵文化財発掘[届出・通知]について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)[第93条第1項・第94条第1項]の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり[届出・通知]します。

市郡町文書番号

					1 11 37 1 1 1 3				
教文	〔第	号・平成	年 月	日		・平成	年	月	日
1	所 在 地								
2	面 積								
3	土地所有者	氏名等:							
		住 所:							
4	遺跡の種類	散布地 集落	喜跡 貝塚	都城 化二甲基甲基	跡 官衙跡 城館跡 社	土寺跡 古	墳 横	墓穴	Ī
l		その他の墓	生產遺跡	」その	他の遺跡()
l	遺跡の名称					員_数-			ا
Í	遺跡の現状	宅地 水田	畑地 山	林 道	路 荒蕪地 原野 その	D他 ()
	遺跡の時代	旧石器 縄文	て 弥生	古墳	奈良 平安 中世 近世	せるの他	, ()
5	工事の目的	道路 鉄道	空港河	可川 港	湾 ダム 学校建設 住	i宅 個人	住宅	工場	店舗
		個人住宅兼店	5舗 その)他建物	区画整理 公園造成	ゴルフ場	観光	光開発	
 		水道・ガス	農業基盤	整備	農業関係・土砂採取・そ	の他開発	()
	工事の概要								
6	工事主体者	氏名:							
		住所:							
7	施工責任者	氏名:							
		住所:							
8	着手時期				9 終了時期				
10	参考事項								

指 導 事 項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()

[注意事項] 太線内は届出・通知者が記入。

指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入

4・5欄は該当項目を で囲み、該当項目のない場合は、()に記入

法第93 94条第1項の届出 通知 記入上の注意】

文化財保護法第93条第1項 (届出)・第94条第1項 (通知)の提出について

届出・通知書面が 理蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって 生地を掘削する」ということをさしています。 届出者は、事業者 施主)となります。代理人・設計監理業者・施工者名では届出できません。

土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地 (遺跡)が存在する場合は、遺跡ごとに届出 通知文書を作成して ぐださい。

工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく年度ごとに提出する必要はありません。

法第93条第1項の届出年月日は、市教育委員会地域文化課に提出した日付を必ず記入して ぐださい。 届出 通知の様式には択一式の記入箇所があります。該当するいずれかを漏れなく で囲んでください。 なお、遺跡の種類、遺跡の名称、員数については、市教育委員会地域文化課と事前に相談してください。

別記2太線内は漏れなく記入してください。(上と下の細線欄は記入する必要がありません)

所在地欄には、他の書類と同じ、住居表示 (丁目、番、号)もしくは地番までを記入してください。 面積欄は、対象もしくは敷地面積を記入してください(建築面積ではありません)。なお、道路等の場合は、 対象道路等全体の工事延長(m)、幅員(m)を記入してください。

土地所有者が複数の場合は、代表者氏名の他 名として ぐさい。

遺跡の現状欄は地目ではなく現在の土地利用形態として下さい。

工事の概要欄は、簡潔に記入してください。

工事主体者欄は、通常届出者と同じにして下さい。

施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入してください。なお、未定の場合は、 味定」としてください。

着手時期 終了時期欄は、現在予定している時期を記入してください。 なお、終了時期の不明な場合は、 味定」としてください。

参考事項欄は、事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入してぐださい。 添付書類はA4版で作成してください。

添付書類について、 位置図は届出箇所がわかる1/25,000程度の地図と住宅地図等を使用し、工事箇所を正確に赤色で明示したもの 工事概要図面は、建物等配置図、平面図、基礎伏図、地下への掘削 状況の判る断面図を添付してください。なお建物の場合、2階以上の平面図は必要ありません。 添付 写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、1~2枚程度を目安にA4版 1枚として調製してください (カラーコピーでも可)。

届出・通知**書類の提出**は、篠山市教育委員会地域文化課(篠山市北新町41 市役所第2庁舎3階)に2部 提出してください。なお、不明な点は市教育委員会地域文化課担当者と事前に相談してください。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

兵庫県教育長 様

住 所 氏名等

印

遺跡発見の[届出・通知]について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)[第96条第1項・第97条第1項]の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり[届出・通知]します。

						市郡町文書番号		7					
教式	 文第	号・平成	年	月	日			•	平成	年	月		日
1	遺跡の種類	散布地	集落跡	貝塚	都城	跡 官衙	跡 城館跡	社寺	跡 古	墳積	墓穴黄		
		その他の)墓 生	産遺跡	その	他の遺跡	()
	遺跡の時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良 平	安中世	近世	その他	, (· - ·)
2	所 在 地												
3	土地所有者	氏名:											
		住所:											
4	土地占有者	氏名:											
		住所:											
5	発見年月日				年	 月	日 ~		年		月		日
6	発見の事情	土木工事	事中 ()	分布調査	試掘	調査	そ	の他(()	
7	遺跡の現状	宅地	水田 炸	畑地	山林	道路	荒蕪地	原野	その化	<u>t(</u>)
8	現状の変更	時期:			年	月	日 ~		年		月		日
		理由:											
9	出土品	(種類・	・形状・数										
10	保護措置												

指 導 事 項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()

[注意事項] 太線内は届出・通知者が記入。

参考事項

指導事項欄は兵庫県教育委員会で記入

1・6・7欄は該当項目をで囲み、該当項目のない場合は、()内に記入

文化財保護法(抜粋)

(昭和25年5月30日法律第214号)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

国民、所有者等の心構)

- 第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- **2** 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければ ならない。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下 埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下 周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中 30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で制令の定めるもの(以下この条及び第97条において国の機関」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前 2項の場合を除き、第 1 項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、ぞの現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第 1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第 1項又は第99条第 1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく 遅滞なく その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(地方公共団体による発掘調査の施行)

- 第58条の2 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下 史跡名勝天然記念物、と総称する。)に指定することができる。

現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。